

【りそなマーチャントバンクアジア】

「インド対外商業借入(ECB)規制の改正について(その2)」

(その1からの続き)

インド対外商業借入(ECB)新規制の概要:

項目	外貨建 ECB	ルピー建 ECB
1. 借入通貨	自由に交換可能な外貨	インドルピー
2. ECB の形態	<ul style="list-style-type: none"> 借入(銀行借入を含む) 変動・確定利付債、社債、債券(強制転換条項付の商品を除く) 3年超の貿易信用(Trade Credit) 外貨建転換社債(FCCBs) 外貨建転換条項付き社債(FCEBs) ファイナンス・リース 	<ul style="list-style-type: none"> 借入(銀行借入を含む) 変動・確定利付債、社債、債券、優先株(強制転換条項付の商品を除く) 3年超の貿易信用(Trade Credit) ファイナンス・リース 海外で発行するインドルピー建普通社債(プレーン Vanilla Bond)。当該社債は該当国の規制に従い、私募債として、あるいは証券取引所に上場することで発行できる。
3. 対象借入企業(借入人)	外国直接投資(FDI)を受けることができる全ての事業体(Entities)を対象借入企業とする。	
4. 貸付資格(貸付人)	金融活動作業部会(FATF)または証券監督者国際機構(IOSCO)加盟国の居住企業もしくは居住者個人である。ただし、個人がインド現地法人の外国株主の場合に限り、個人は貸付者と認める。	
5. 平均借入期間	<ul style="list-style-type: none"> 金額に係らず、最低平均借入期間(MAMP)は3年、ただし、 製造業での一会計年度で5,000万米ドル(または相当額)以下のECBを行う場合には、最低平均借入期間は1年で可。また、 外国株主から下記の資金使途目的でのECBを行う場合、最低平均借入期間は5年で可。 <ul style="list-style-type: none"> a. 運転資金(Working capital) b. 一般的な使途(General corporate purposes、設備資金以外の目的) c. ルピー建借入返済 	
6. 上限借入金額	7億5,000万米ドル相当額	
7. 上限金利	6-Month LIBOR + 450 bps、 もしくは、6-Month その他の主なインターバンク・レート + 450 bps	
8. 資金使途	以下の資金使途でのECBの借入は 不可 <ul style="list-style-type: none"> 不動産投資活動 資本市場への投資 株式市場への投資 運転資金(ただし、外国株主からの最低平均借入期間5年の条件を満たす借入を除く) 一般資金(ただし、外国株主からの最低平均借入期間5年の条件を満たす借入を除く) ルピー建借入の返済資金(ただし、外国株主からの最低平均借入期間5年の条件を満たす借入を除く) 上記使途での転貸 	
9. 借入通貨の変更	ある外貨建 ECB からほかの外貨建 ECB への変更可。例えば、米ドル建から円建借入へ。	ルピー建 ECB から外貨建 ECB への変更は認めない。
10. DE Ratio(負債資本倍率)	外国株主からの ECB は、ECB 合計金額(銀行借入等を含む)が500万米ドル超の場合: 資本金:ECB = 1:7 を上限とする	

以上

【出所: "External Commercial Borrowing (ECB) Policy - New ECB Framework" RBI】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3332
(大阪) 電話 06-6268-1907